

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第27号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(認定申請書に添えるべき図書)</p> <p>第3条 省令第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する<u>法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u>（低炭素建築物新築等計画が住宅の共用部分又は住宅以外の用途に供する部分を有する建築物に係るものである場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関である当該登録住宅性能評価機関に限る。）が作成した法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合における当該適合証とする。</p> <p>2 略</p> <p>(認定をしない旨の通知)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(軽微な変更に関する証明書の交付)</u></p> <p>第5条の2 <u>省令第46条の2の規定により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（第2号様式の2）に同令第41条第1項に規定する図書のうち当該計画の変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 省令第46条の2に規定により知事が交付する書面は、軽微変更該当証明書（第2号様式の3）によるものとする。</u></p> <p>(工事完了の報告)</p> | <p>(認定申請書に添えるべき図書)</p> <p>第3条 省令第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関</u>（低炭素建築物新築等計画が住宅の共用部分又は住宅以外の用途に供する部分を有する建築物に係るものである場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関である当該登録住宅性能評価機関に限る。）が作成した法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合における当該適合証とする。</p> <p>2 略</p> <p>(認定をしない旨の通知)</p> <p>第5条 略</p> <p>(工事完了の報告)</p> |

第6条 略

第2号様式 (第5条関係)
略

第2号様式の2 (第5条の2関係)

(日本工業規格A列4番)

(第1面)
軽微変更該当証明申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名 ㊟
(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

設計者氏名 ㊟

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が同令第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 計画を変更する建築物の直前の判定
- 2 認定通知書番号 第 号
- 3 認定通知書交付年月日 年 月 日
- 4 認定通知書交付者
- 5 計画変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

| 受付欄 | 軽微変更該当証明書番号欄 | 決裁欄 |
|-------|--------------|-----|
| 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 第 号 | 第 号 | |
| 係員印 | 係員印 | |

- 注意
- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 - 2 第2面から第6面までとして都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第6の第2面から第6面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第6条 略

第2号様式 (第5条関係)
略

第2号様式の3 (第5条の2関係)

(日本工業規格A列4番)

軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

香川県知事 印

下記による申請書に記載の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

注意 この証は、大切に保存しておいてください。

第3号様式 (第6条関係)

略

第3号様式 (第6条関係)

略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。